

京都市交通局工事請負契約約款第12条第4項の取扱いについて

財務課長決定 平成23年3月30日

改正 令和3年3月29日、令和5年1月1日

京都市交通局工事請負契約約款第12条第4項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」の取扱いは、平成23年11月14日付け国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用」に準じ、下記のとおりとする。

記

- 1 携帯電話等により常に工事担当課との連絡が可能であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、原則として、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、発注者は、現場代理人の工事現場における適正な管理のために必要な指示を行うことがあり、受注者がその指示に従わないなど、適正な工事の運営等に著しい支障があると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間であるとき。
 - (2) 京都市交通局工事請負契約約款第22条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間であるとき。
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間であるとき。
 - (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間であるとき。
 - (5) 京都市交通局企画総務部総務課が発注する工事のうち、税込請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）未満の工事であるとき（他の工事において、現場代理人としての常駐義務が課されているとき、又は技術者としての専任義務が課されているときを除く。）。
 - (6) その他発注者が現場代理人の常駐を要しないと認めたとき。
- 2 この取扱いは、令和5年1月1日から実施し、同日以後に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和3年3月29日決定）

この取扱いは、決定の日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和5年1月1日から施行する。